沖縄県ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱

（目的）

第１条　配偶者等からの暴力（以下「ＤＶ」という。）被害者及び困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うことを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。）第５条の２及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号。以下「困難女性支援法」という。）第 15 条の規定により、沖縄県ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議をもって組織する。

（代表者会議）

第３条　代表者会議は、別表１に掲げる委員により構成し、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性への支援を行うために必要な情報の交換及び支援内容に関すること。

⑵　「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」及び「沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の進捗状況の確認及び推進に関すること。

⑶　その他ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性への支援のために必要な事項に関すること。

２　代表者会議に会長を置き、沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課長をもって充てる。

３　会長は必要に応じて、構成員以外の機関等の出席を求め、意見を聴取し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

４　代表者会議の庶務は、沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課において処理する。

（実務者会議）

第４条　実務者会議は、ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性への支援に携わる者同士の情報交換、事例検討、検討課題、その他必要な事項について協議する。

２　実務者会議は、別表２の機関の実務者で構成し、各構成機関において必要に応じて随時会議を開催する。

（個別ケース会議）

第５条　個別ケース会議は、個別の支援対象者に関する情報の共有、支援方針の確認及び検討課題、その他必要な事項について協議する。

２　個別ケース会議は、別表３の機関で構成し、各構成機関において必要に応じて随時会議を開催する。

（守秘義務）

第６条　支援調整会議の構成員は、ＤＶ防止法第５条の３及び困難女性支援法第 15 条第５項の規定に基づき、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

１　この要綱は、令和７年３月 19 日から施行する。

２　沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議設置要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、令和８年９月 17 日から施行する。

別表１　（代表者会議）

機関・団体名	委員
関係機関・団体	
沖縄弁護士会	長又は長が推薦する者
一般社団法人沖縄県医師会	〃
公益社団法人沖縄県看護協会	〃
沖縄県民生委員・児童委員協議会	〃
公益財団法人おきなわ女性財団	〃
沖縄県女性自立支援施設	〃
那覇地方法務局人権擁護課	
日本司法支援センター沖縄地方事務所（法テラス沖縄）	〃
	〃
県・市の機関	
沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課	
沖縄県こども未来部こども家庭課	長
沖縄県女性相談支援センター（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）	長又は長が推薦する者
沖縄県中央児童相談所	〃
沖縄県コザ児童相談所	〃
沖縄県教育庁県立学校教育課	〃
沖縄県教育庁義務教育課	〃
沖縄県警察本部人身安全対策課	〃
那覇市	〃
（男女共同参画担当課及び女性支援事業担当課）	
浦添市	〃
（男女共同参画担当課及び女性支援事業担当課）	
沖縄市	〃
（女性支援事業担当課）	
	〃
オブザーバー	
那覇地方裁判所	
那覇家庭裁判所	

別表２（実務者会議）

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
沖縄県女性相談支援センター
県福祉事務所
配偶者暴力相談支援センター
市町村担当課
その他関係機関

別表３（個別ケース会議）

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
沖縄県女性相談支援センター
沖縄県女性自立支援施設
その他支援に関連する機関